

議案第1号

教科用図書の採択について

平成18年度に中学校並びに小・中学校の特殊学級及び特殊教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、別紙のとおりに定める。

平成17年4月27日

沖縄県教育委員会

平成18年度に中学校で使用する教科用図書の採択について

1 教科用図書の採択基準について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）及び同法施行令の規定により義務教育諸学校の教科用図書の採択基準を次のように定める。

- (1) 教育的見地と公正な立場を堅持すること。
- (2) 採択地区の自然環境、経済的・歴史的・文化的諸条件などを総合的に考慮して、慎重かつ適正に行うこと。
- (3) 県教育委員会の示す教科用図書選定資料を十分に活用すること。
- (4) 採択地区の教育委員会は、共同採択を行うための採択地区協議会を設け、採択に遺漏がないようにすること。
- (5) 各採択地区における教科用図書調査研究の結果を慎重に検討・協議して決定すること。

2 教科用図書の調査の観点について

(1) 基本方針

教科用図書の調査に当たっては、生徒が基礎的・基本的な内容を確実に習得することができ、自ら学び自ら考える力及び豊かな人間性や社会性、並びに国際社会に生きる日本人としての自覚が育成されるよう配慮されていること。

(2) 調査の観点

中学校学習指導要領の各教科、各学年等の目標が達成できるようになっていること。

① 内容

ア 内容は、小・中・高校の一貫性と適時性を十分に考慮しながら、中学校学習指導要領に示された関連する教科の目標を達成するのに十分であること。

ア 知識、技能、態度を習得させるために正確かつ公正で、適切な内容が用意されているか。

イ 基礎的・基本的な内容が適切に精選され、系統性、発展性が考慮されているか。

ウ 生徒の生活体験との関連が工夫され、興味・関心を高めるとともに意欲を喚起させているか。

エ 思考力や創造性を育て、判断力や表現力を培うために役立つような内容が組織されているか。

e 我が国や郷土の歴史、文化、伝統に対する理解と愛情を深めるとともに、国際社会の中で主体的に生きていく資質や能力の基礎を培うために役立つような内容が組織されているか。

イ 学習内容の質・量が学習指導上適切であること。

a 各領域は質・量ともに偏りなく適切であるか。

b 自ら進んで学習ができるように配慮されているか。

c 基礎的・基本的なことがらは、必要に応じて繰り返し学習することができるよう配慮されているか。

d 地域社会の特性や要請に応じられるように配慮されているか。

e 学習したことが、具体的に生活に結びつくように配慮されているか。

ウ 発展的な学習内容として、適切であること。

a 中学校学習指導要領の目標、内容の趣旨に沿ったものであるか。

b 主たる学習内容との適切な関連を有しているか。

c 生徒が主体的に考えたり、学習できる内容であるか。

d 生徒の心身の発達段階に適応し、量的な配慮がなされているか。

② 形式

表現や表記が適切であること。

ア 表現は、生徒が理解するのに適切であるか。

イ 文字、用語、計量、単位等が適切であるか。

ウ 統計、挿絵、写真、図表等は斬新、鮮明、正確かつ適切であり、活用するに当たって効果的であるか。

エ 「発展的な学習内容」等であることが教科書上明示されているか。

3 教科用図書の採択方法について

採択地区内の市町村教育委員会においては、種目ごとに一種採択するための協議機関（採択地区協議会）を、国立大学法人立・私立中学校においては、校内で採択のための委員会を設け、所期の目的が達成できるよう配慮すること。

平成18年度に小・中学校の特殊学級及び特殊教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

1. 教科用図書の採択基準について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令の規定により、小学校・中学校の特殊学級及び特殊教育諸学校で使用する教科用図書の採択基準を次のように定める。

(1) 特殊学級及び特殊教育諸学校で使用する教科用図書

① 文部科学省検定済教科書（以下「検定教科書」という。）、文部科学省著作教科書及び学校教育法第107条に定める教科用図書（以下「107条図書」という。）から採択する。

② 検定教科書の採択は学校の所在地の採択地区で採択した教科書と同一とする。

③ 教科用図書は一種目について二重に選択することはできない。ただし、特に必要がある場合には下記の通りとする。

ア 盲学校小学部の弱視者の国語の教科については、検定教科書のほかに文部科学省著作盲学校小学部用の点字版教科書を併せて採択することができる。

イ 聾学校の小学部及び中学部の国語の教科については、文部科学省著作の「言語指導」または「言語」の教科書のほかに、小学校もしくは中学校用の検定教科書（下学年使用の場合を含む。）を併せて採択することができる。

(2) 特殊学級及び特殊教育諸学校で使用する107条図書

① 107条図書の使用は次の場合に限る。

ア 適切な検定教科書又は文部科学省著作教科書が発行されていない場合。

イ 盲・聾・養護学校の小学部または中学部において、重複障害を有する児童生徒について特別の教育課程を編成する場合に、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合。

ウ 小学校または中学校の特殊学級で特別の教育課程を編成する場合に、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合。

なお、採択に当たっては下学年用の検定教科書または文部科学省著作教科書の採択についても十分考慮すること。

② 107条図書の採択においては、特に下記の事項に留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発行者の所在地等に

ついても配慮すること。

ア 一人一人の児童生徒の障害の状態や発達段階、特性等にもっともふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。

イ 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材もしくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は不適切であること。

ウ 上学年で使用する教科書との関連性を考慮するとともに、選択する図書間の系統性にも配慮すること。

エ 教科用図書として使用する上で適切な体裁をなしているものを採択するようにし、カセットテープ、ジグソーパズル型、切り紙工作型など図書としての体裁をなしていないものは採択しないこと。

オ 教科書無償給与予算の関連から、原則として価格が1,200円程度のものであること。

カ 107条図書は後期の給与対象としているので分冊本は採択しないこと。

③ 知的障害者を教育する養護学校の小学部の「生活」の教科については、「生活」の教科で取り扱う内容が広範囲であることを考慮し、選定資料にある全ての図書から、必要に応じて適切な教科書を採択すること。

2 107条図書の調査の観点について

(1) 基本方針

教科用図書の調査に当たっては、児童生徒の障害の状態や発達段階、特性等に応じて、もっともふさわしい内容で系統性、発展性が考慮されていること。

(2) 調査の方法

各教科ごとに10種目程度の教科用図書を一般図書一覧および図書館等の一般図書の中から調査し、学校教育法第107条の規定による一般図書（絵本等）選定資料を作成すること。

(3) 調査の観点

各校種の学習指導要領の各教科、各学年の目標が達成できるようになっていること。

① 内 容

小学部（小学校）、中学部（中学校）及び高等部の一貫性と適時性が考慮され、各校種の学習指導要領に示された教科の目標を達成するのに十分であること。

- ア 各教科の目標を達成するために適切な内容を含むこと。
- イ 内容が児童生徒の日常生活と結びつき、生活経験の拡大に役立つものであること。
- ウ 視覚・聴覚・触覚に訴え、遊びや学習に発展的に取り入れられる内容になっていること。

② 各教科の観点

ア 生活

- a 基本的な生活習慣が身に付くような内容であるか。
- b 健康で安全な生活ができるような内容であるか。
- c 友達と関わりをもって仲良く遊べる内容であるか。
- d 身近な人と自分との関係を理解し、簡単な応対などができる内容であるか。
- e 家庭や学校における集団生活に参加し、簡単な役割をはたすことができる内容であるか。
- f 家庭、学校及び社会の簡単なきまりを理解し、簡単な手伝いや仕事ができる内容であるか。
- g 買い物ごっこなどがありこまれており、金銭の取り扱いに慣れ、簡単な買い物ができる内容であるか。
- h 身近な自然の事物・現象に興味・関心をもち、その特徴や変化の様子が理解できる内容であるか。
- i 家庭や社会の様子に关心をもち、その働きを理解できるような内容であるか。
- j 日常生活と関係の深い公共の施設や機関に慣れ、また、それらを利用できる内容であるか。

イ 国語

- a 国語の言語力、理解力、表現力の基礎的諸能力を育てるうえで必要な表現となっているか。
- b 言語能力の発達に応じて段階的に指導できる表現となっているか。
- c 絵の表現内容は、身近なもので興味・関心をおこすものであるか。

- d お話づくりができるなど絵のつながりで筋道をたてて考えることができる表現内容となっているか。
- e 絵と文が調和のとれた表現となっているか。
- f 根拠をもとに筋道をたどって想像し、考えを広げていける表現となっているか。
- g 遊びを通しての学習もできる表現内容となっているか。
- h 色彩は自然で好感を与え、読みたい気持ちをそそるものであるか。

ウ 社会

- a 日常生活の中で起こる事柄の習得に役立つものであるか。
- b 社会生活がどのようにになっているかを知り、自分の役割が学べる内容であるか。
- c 働くことが理解でき、将来の社会生活への興味・関心をもたせるものであるか。
- d 身近な地理、歴史、文化について興味・関心をもたせるものであるか。

エ 算数（数学）

- a 数・量や形の概念を形成するような教材で、生活経験の中にある具体物を扱っているか。
- b 数・量や形が児童生徒の興味・関心をもたせる内容であるか。
- c 内容がスマールステップで、系統的に組み立てられており、繰り返し学習ができるようになっているか。

オ 理科

- a 身近な自然の様子や動植物など、興味・関心をもたせる内容が含まれているか。
- b 遊びの発展性、生活との結びつきなどが配慮された内容であるか。
- c 身近な環境の中で経験できる内容であるか。
- d 写真・挿絵等は煩雑でなく、適切に表現されたものであるか。

カ 音楽

- a 絵を見て歌詞や曲の内容がわかるものであるか。
- b 行事や季節を感じさせる内容であるか。

c 簡単なリズム遊びや楽器遊びができるような内容であるか。

d 身体表現をしながら歌うことができる内容であるか。

e 興味・関心をそそり、心情を豊かにするような内容であるか。

キ 図画工作（美術）

a 遊びや生活に結びついた内容であるか。

b 色彩が鮮明で、興味・関心をそそる作品が多くもらられているか。

c 創造性を育てる内容になっているか。

d 表現内容や鑑賞作品が発達段階に即したものであるか。

ク 体育（保健体育）

a 歩く、走る、跳ぶ、投げるなどの基本的な動きや運動内容がバランスよく含まれているか。

b 遊びを通して仲間と共に楽しく活動できる内容が多く含まれているか。

c 体のしくみと働き、発達の様子などがわかりやすく表現されているか。

d 健康・安全と病気についての基礎的知識が理解できる内容であるか。

e 健康と環境のかかわりがわかりやすく表現されているか。

ケ 職業・家庭

a 実物に近い色合いでいろいろな食品がもりこまれていて、また楽しい食事の仕方やマナーがわかる内容であるか。

b 家族がそれぞれの役割を分担していることが理解でき、楽しい家庭づくりをするために協力することの大切さがわかる内容であるか。

c 色彩が豊富で、時と場に応じた衣服の組み合わせの楽しさがわかり、また着脱の習慣づけがなされるような内容であるか。

d 身のまわりの整理・整頓や、気持ちのよい住まいの大切さなどがおりこまれた内容であるか。

e 日常用っている品物に関心をもたせ、金銭の取り扱い方、買い物の仕方やお金の大切さがわかる内容であるか。

- f 身近にある産業や生産物が、日常生活に役立つものであることが理解できる内容であるか。
- g いろいろな職場で働く人たちの様子がわかり、仕事への興味・関心が深められる内容であるか。
- h 将来の職業生活や家庭生活に意欲をもたせる内容であるか。

コ 外国語

- a アルファベットに興味・関心をもたせる内容であるか。
- b 色、動物、食器、文具、乗り物等の名称や数詞、曜日等の生活に身近な言葉を中心とした内容であるか。
- c あいさつなどを外国の言葉で表現したり、外国語の歌詞で歌って楽しむ内容であるか。
- d 表現内容が発達段階に即したものであるか。

サ その他

- a 教科によって、その他特に必要な観点を設定する場合は、当該教科の目標に応じた観点であること。
- b 身近な行事や自然等を扱った郷土の絵本等の採択について配慮すること。

③ 形式

- ア 表現や表記が適切であること。
- イ 絵や写真がわかりやすく鮮明であること。
- ウ 文字の大きさは適切で、文章表現も具体的であること。
- エ 材質が丈夫で扱いやすいものであること。
- オ 弱視の児童生徒の使用についても配慮すること。

3 特殊学級及び特殊教育諸学校における教科用図書の採択方法について

- (1) 採択のために校内の委員会を設け、審議会の教科用図書の採択基準に沿った、適切な教科用図書の採択ができるよう配慮すること。
- (2) 特に、小学校（小学部）就学時においては、検定教科書または文部科学省著作教科書を採択できるように配慮すること。

資料1

採択基準等改善箇所（中学校用教科書）

平成13年度（前回）	平成17年度	改善の理由
1 (段2段落) <u>無償措置法第13条の規定に基づき採択を行う。採択に当たっては日本国憲法、教育基本法の精神を基調にして、教科の目標や内容、並びに地域や児童の実態を考慮すること。</u>	1	削除 日本国憲法、教育基本法に基づくのは当然のことであり、リード文にはふさわしくない。(107条図書の採択基準との整合性を図った)
1 (1) <u>教科用図書を採択するに当たっては、あくまで教育的見地と公正な立場を堅持すること。</u> (2) <u>採択に当たっては、採択地区の自然的環境、経済的・歴史的・文化的諸条件などを総合的に考慮して、慎重かつ適正に行うこと。</u> (3) <u>採択に当たっては、県教育委員会の示す教科用図書選定資料を十分に活用すること。</u> (4) <u>採択に当たっては、採択地区の教育委員会は、共同採択を行うための採択地区協議会を設け、採択に遗漏がないようにすること。</u> (5) <u>採択に当たっては、各採択地区における教科用図書調査研究の結果を慎重に検討・協議して決定すること。</u>	(1) 教育的見地と公正な立場を堅持すること。 (2) 採択地区の自然的環境、経済的・歴史的・文化的諸条件などを総合的に考慮して、慎重かつ適正に行うこと。 (3) 県教育委員会の示す教科用図書選定資料を十分に活用すること。 (4) 採択地区の教育委員会は、共同採択を行うための採択地区協議会を設け、採択に遗漏がないようにすること。 (5) 各採択地区における教科用図書調査研究の結果を慎重に検討・協議して決定すること。	削除 文章のスリム化 削除 文章のスリム化 削除 文章のスリム化 削除 文章のスリム化 削除 文章のスリム化
(2) ① 内容 ア 内容は、小・中・高校の一貫性と適時性を十分に考慮しながら、中学校学習指導要領に示された <u>関係教科</u> の目標を達成するのに十分であること。	ア 内容は、小・中・高校の一貫性と適時性を十分に考慮しながら、中学校学習指導要領に示された <u>関連する教科</u> の目標を達成するのに十分であること。	修正 関係教科という表現は、学習指導要領解説書に見られないため、適切な表現にした。

平成13年度（前回）	平成17年度	改善の理由
(2) ① 内容 ア c 生徒の生活体験に即し、興味・関心を高めるとともに意欲を喚起させるようになっているか。	c 生徒の生活体験との関連が工夫され、興味・関心を高めるとともに意欲を喚起させるようになっているか。	修正 生活に即することは不可能なので適切な表現に改めた。
(2) ① 内容 ② 形式	ウ 発展的な学習内容として、適切であること。 a 中学校学習指導要領の目標、内容の趣旨に沿ったものであるか。 b 主たる学習内容との適切な関連を有しているか。 c 生徒が主体的に考えたり、学習できる内容であるか。 d 生徒の心身の発達段階に適応し、量的な配慮がなされているか。 エ 「発展的な学習内容」等であることが教科書上明示されているか。	追加 学習指導要領の一部改正により、「発展的な学習内容」が盛り込まれたため。
3 市町村教育委員会においては、 <u>教科用図書</u> を種目ごとに一種採択するための協議機関（採択地区協議会）を、特殊教育諸学校及び <u>国立</u> ・私立中学校においては、校内で採択のための委員会を設け、所期の目的が達成できるよう配慮すること。	3 採択地区内の市町村教育委員会においては、種目ごとに一種採択するための協議機関（採択地区協議会）を、 <u>国立大学法人立</u> ・私立中学校においては、校内で採択のための委員会を設け、所期の目的が達成できるよう配慮すること。	修正 適切な表現に改めた。 修正 H16年度より左記の名称に変更

資料2

平成17年度沖縄県教科用図書選定審議会より

採択基準等改善箇所（107条図書関係）

平成16年度	平成17年度	改善の理由
1 教科用図書の採択基準について (1) 特殊学級及び特殊教育諸学校で使用する教科書 ③ ア 盲学校小学部の弱視者の国語の教科については、検定教科書のほかに文部科学省著作盲学校小学部用の点字版教科書、 <u>または107条図書</u> を併せて採択することができる。 イ 聾学校の小学部及び中学部の国語の教科については、文部科学省著作の「言語指導」または「言語」の教科書のほかに、小学校もしくは中学校用の検定教科書(下学年使用の場合を含む。) <u>または107条図書</u> を併せて採択することができる。	ア 盲学校小学部の弱視者の国語の教科については、検定教科書のほかに文部科学省著作盲学校小学部用の点字版教科書を併せて採択することができる。 イ 聾学校の小学部及び中学部の国語の教科については、文部科学省著作の「言語指導」または「言語」の教科書のほかに、小学校もしくは中学校用の検定教科書(下学年使用の場合を含む。)を併せて採択することができる。	「または107条図書」を削除 障害に応じた情報保障の観点から、複数の言語媒体等の提供は可能であるが、それにおいても107条図書を併せて採択するのは趣旨と異なる（文部科学省教科書課の指摘）ため。
(2) 特殊学級及び特殊教育諸学校で使用する107条図書 ① 107条図書の使用は、 <u>次の場合に限るため、採択にあたっては下学年用の検定教科書または文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。</u> ア 適切な検定教科書・・・(略) イ 盲・聾・養護学校・・・(略) ウ 小学校または中学・・・(略)	(2) 特殊学級及び特殊教育諸学校で使用する107条図書 ① 107条図書の使用は、 <u>次の場合に限る。</u> ア 適切な検定教科書・・・(略) イ 盲・聾・養護学校・・・(略) ウ 小学校または中学・・・(略) なお、 <u>採択にあたっては下学年用の検定教科書または文部科学省著作教科書についても採択を十分考慮すること。</u>	修正 文章を分け、わかりやすく改めた。

<p>② イ 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であり、特定の題材もしくは一部の分野しか扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は<u>適切ではない</u>こと。</p> <p>ウ 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、・・(略)</p>	<p>イ 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であり、特定の題材もしくは一部の分野しか扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は<u>不適切である</u>こと。</p>	<p>修正 指導、援助としての適切な表現に改めた。</p>
<p>2 107条図書の調査の観点について</p> <p>(2) 調査の方法</p> <p>各教科ごとに10種目程度の教科用図書を・・(中略)調査し、<u>選定資料</u>を作成すること。</p>	<p>ウ 上学年で使用する教科書との関連性を考慮するとともに、・・(略)</p>	<p>削除 適切な表現に改めた。</p>
<p>(3) 調査の観点</p> <p>② 各教科の観点</p> <p>オ 理科</p> <p>d 写真・挿絵等は煩雑でなく、<u>よく表現したもの</u>であるか。</p>	<p>各教科ごとに10種目程度の教科用図書を・・(中略)調査し、<u>学校教育法第107条の規定による一般図書(絵本等)選定資料</u>を作成すること。</p>	<p>修正 正式名称に表現を改めた。</p>
<p>カ 音楽</p> <p>c 簡単なリズム遊びや<u>器楽遊び</u>ができるような内容であるか。</p> <p>サ その他</p> <p>a <u>その他教科</u>によって、特に必要な観点を設定する場合は、・・(以下略)</p>	<p>d 写真・挿絵等は煩雑でなく、<u>適切に表現されたもの</u>であるか。</p> <p>c 簡単なリズム遊びや<u>樂器</u>遊びができるような内容であるか。</p> <p>a <u>教科</u>によって、<u>その他</u>特に必要な観点を設定する場合は、・・(以下略)</p>	<p>修正 わかりやすい表現に改めた。</p> <p>修正 児童生徒の実態や趣旨に合う表現に改めた。</p> <p>修正 趣旨に合う表現に改めた。</p>